

奈半利町事業者緊急支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業所の存続が困難な事業者に対し、事業全般に広く使える、奈半利町事業者緊急支援給付金（以下「給付金」という。）により支援することで事業の継続及び雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達するために、奈半利町内の事業者に交付される給付金をいう。
- (2) 給付金交付対象者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 町内に本店又は事業の本拠地を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者（個人事業主を含む。）をいう。）で、個人事業主については、町内に住民票を有する者

イ 別表第1に掲げる対象事業種

ウ 別表第2に掲げる交付基準を満たす者

(給付金の交付)

第3条 町は、給付金交付対象者にこの要綱に定めるところにより、給付金を交付する。

(交付額)

第4条 前条の規定により給付金交付対象者に交付する給付金の額は、別表第2のとおりとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 給付金の交付申請受付期間は、令和2年5月15日から令和2年6月30日までとする。

(申請及び交付の方式)

第6条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる申請書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 奈半利町事業者支援給付金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 申請書に記載した金融機関の口座内容が確認できるもの
- (4) 別記様式第1号の売上額の状況が確認できる会計帳簿
- (5) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営していることが分かる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 給付金の交付は、申請書に記載された金融機関の口座振り込みにより行う。

(交付の決定及び通知)

第7条 町は、申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、給付金の交付を決定し、給付金を支払うことで通知に代えることとする。

なお、交付の対象者と認められない場合には給付金不交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知する。

(給付金の交付等に関する周知)

第8条 町長は、給付金交付の実施に当たり、給付金交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、町長の定める方法により周知を行う。

(申請書の提出がなかった場合等の取扱い)

第9条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金交付対象者から第5条で規定する期間内に第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、給付金交付対象者が給付金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、給付金の交付を受けた後に給付金交付対象者が偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金については、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

対象事業種	飲食業、一般小売業(注)、卸売業、観光宿泊業、道路旅客・貨物運送業、製造業、その他生活関連サービス業
-------	--

(注)一般小売業とは、無店舗の小売業を除く小売業をいう。

別表第2（第2条、第4条関係）

事業者区分	給付金交付基準（減少率）	交付額
個人事業者	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比20%以上50%以下であって、その減少額が10万円に満たない場合	減少額から1,000円未満の額を切り捨てた額
	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比20%以上50%以下であって、その減少額が10万円以上の場合	100,000円
	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比50%超であって、その減少額が20万円に満たない場合	減少額から1,000円未満の額を切り捨てた額
	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比50%超であって、その減少額が20万円以上の場合	200,000円
法人事業者	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比20%以上50%以下であって、その減少額が20万円に満たない場合	減少額から1,000円未満の額を切り捨てた額
	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比20%以上50%以下であって、その減少額が20万円以上の場合	200,000円
	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比50%超であって、その減少額が40万円に満たない場合	減少額から1,000円未満の額を切り捨てた額
	令和2年3月から5月の間、1ヶ月あたりの売上高の減少率が前年同月比50%超であって、その減少額が40万円以上の場合	400,000円